

国土交通省航空局 航空機検査職種

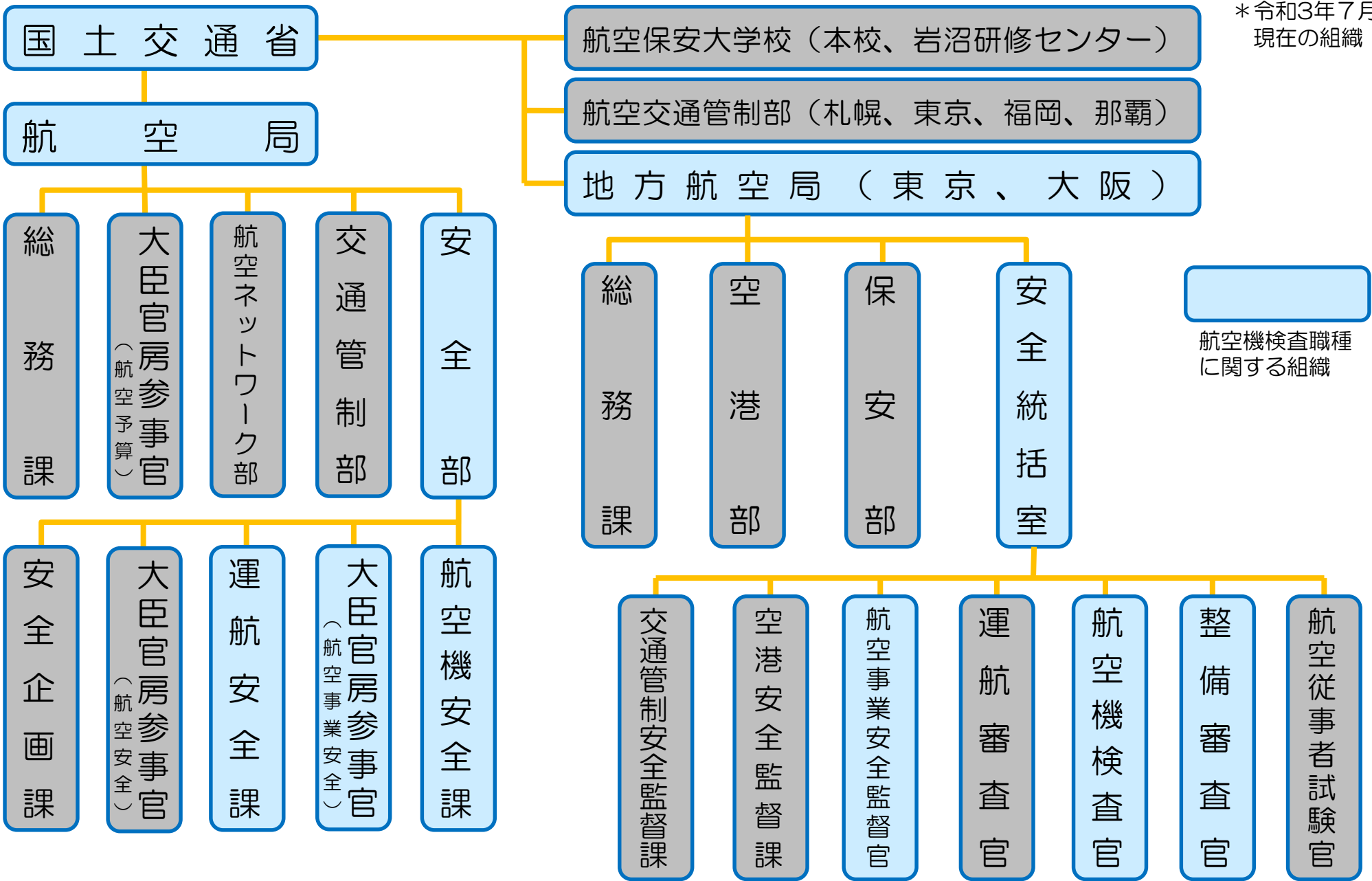
採用区分：機械、電気・電子・情報、物理、化学（航空機検査官）



令和3年度 業務説明資料

1. 航空局組織図

* 令和3年7月
現在の組織

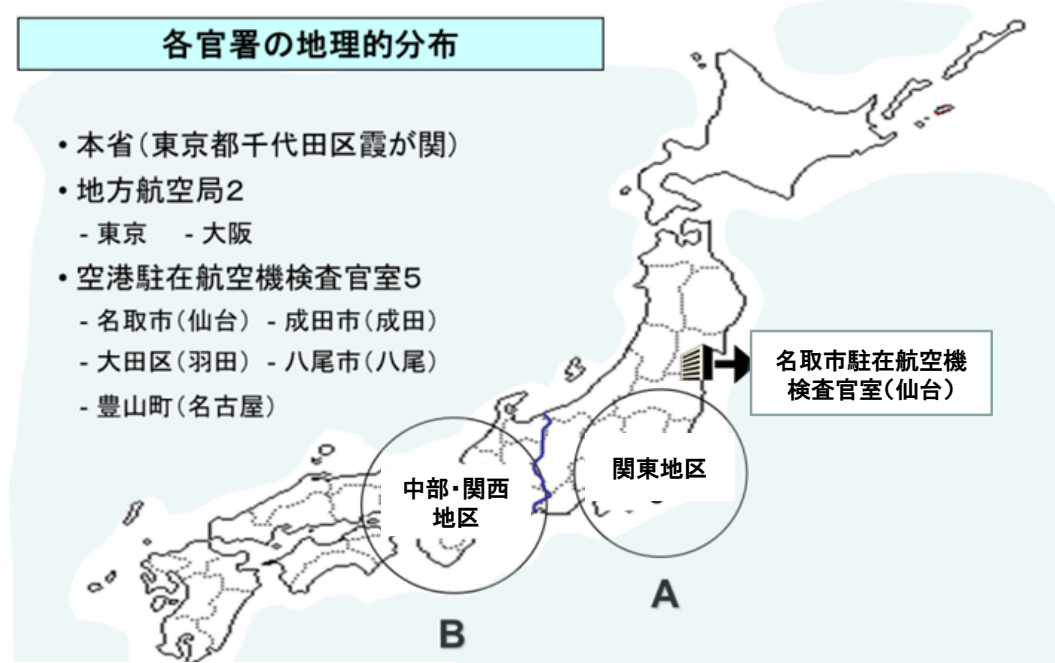


2. 航空機検査職種の組織の位置

* 令和3年7月
現在の組織

各官署の地理的分布

- 本省(東京都千代田区霞が関)
- 地方航空局2
 - 東京 - 大阪
- 空港駐在航空機検査官室5
 - 名取市(仙台) - 成田市(成田)
 - 大田区(羽田) - 八尾市(八尾)
 - 豊山町(名古屋)



仙台市駐在航空機
検査官室(仙台)

中部・関西
地区

関東地区

A

B

B

中部・関西地区



航空機技術審査センター

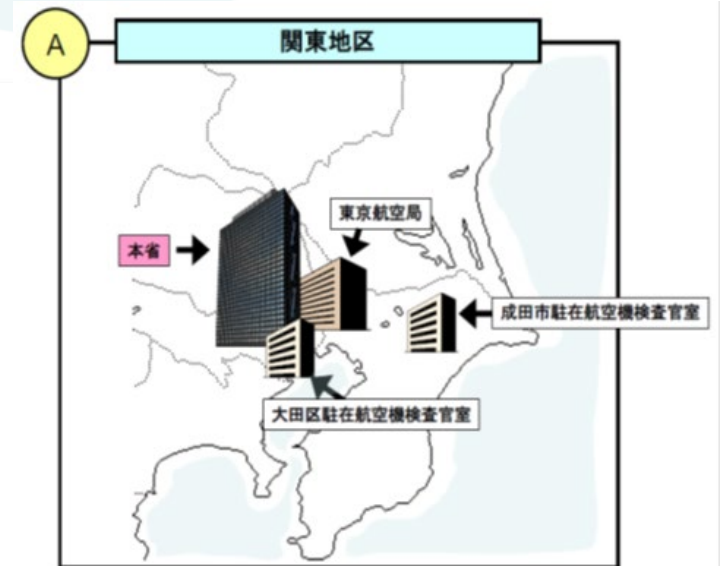
豊山町駐在航空機検査官室

大阪航空局

八尾市駐在航空機検査官室

A

関東地区



本省

東京航空局

成田市駐在航空機検査官室

大田区駐在航空機検査官室

3. 業務概要

航空事故の減少と航空交通の利用促進を図るために、**航空行政を取り巻く状況やニーズに対応して、航行の安全性を確保しつつ、航空分野が健全に発展し続けるよう**多岐にわたる業務を担当しています。

① 航空機の安全性確保に関する業務

航空機の安全性を確保するため、以下のような取り組みを実施

- ・ 航空機の**安全性基準等を策定**
- ・ 安全性基準等に適合していることを確認
例えば、機体一機毎の**耐空証明検査**や航空機の型式毎に設計・製造過程を確認する**型式証明検査**等

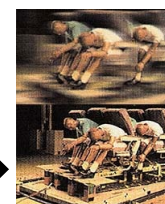
耐空検査や型式証明検査では、書類検査だけでなく、様々な試験に立ち会い、飛行試験にも同乗。国の職員自らが適合性を確認！



耐空証明検査：
書類チェック・地上試験のあと飛行試験を実施
(ロビンソン式R44型機)



コックピットに搭乗して、通常の運航では使用されない機能等を検査
(緊急酸素供給系統の機能確認)



国内で製造され、輸出される航空製品の安全性について確認
(座席の動的荷重試験)

② 航空関連施設の認定に関する業務

国が行う業務の一部を国に代わり実施する事業者の認定・監督
(民間能力を最大限に活用。簡素で合理的な行政システムの推進)

- ・ 国内外の申請者に対し、設計・製造・整備の能力・体制に関する審査・認定
- ・ 認定後の監督(定期的な検査や抜き打ち検査等)

職員は、国内外のエアライン等の整備工場や、エンジンの修理工場、旅客機やヘリコプターの設計・製造会社等様々な事業者を担当！



エンジンのオーバーホール→
を行う事業場

←大型機の重整備を行う事業場



③ 航空の安全・環境に関する国際的な取組み

我が国は国際民間航空機関 (I C A O) の理事国。
職員は、航空委員会や各技術専門委員会に日本代表として参加。
国際的な技術基準の策定に積極的に参画。
また、我が国航空産業の国際競争力向上等のため、**欧米等との間で航空機等の相互認証を進める取組みを推進。**

外国との会議や諸調整のため、世界中に出張する機会があります！



国際民間航空機関における会議



米国との相互認証協定の締結

④ 航空会社の指導・監督に関する業務

航空は、ひとたび事故が発生すれば人命に直結し、社会的・経済的影響は甚大なものとなります。そのため、**高度な安全水準が求められています**。また、昨今では格安航空会社（LCC）が参入するなど、航空会社を巡る環境は変化しています。

このため、航空会社の運航の安全性を確保するため、運航・整備体制が適切であるかについて、**運航・整備の方法を具体的に定めた規程類の審査を実施**し、航空会社の運航・整備体制が適切であるかについて確認しています。

規程類の審査のほか、航空会社の新規参入、新たな基地の追加、新機種導入時等に行う運航開始前の検査、定例連絡会議の開催、航空機のイレギュラー運航・故障等に係る機材不具合情報の収集等により**的確に指導・監督を行っています**。

また、続発する航空トラブルに対応するため、航空事故等の情報に加えて、事故に至らなかったヒヤリ・ハット情報等についても収集、分析し、その原因究明と再発防止を航空会社に指導するとともに、**定期的又は随時の安全監査を実施**することで、航空会社に対する**監視・監督の強化**を図っています。



耐空証明検査（航空法第10条）

航空機の安全性を確保するために、航空機の**耐空性や環境適合性の基準等を策定**すると共に航空機がこれらの基準に適合しているかを確認するために、機体一機毎に**耐空証明検査を実施**しています。



出典：海上保安庁ホームページ<https://www.kaiho.mlit.go.jp/>

修理改造検査（航空法第17条）

航空機の設計について、製造時の形態を改造によって一部変更する場合などがあります。この場合、性能や機能が原設計の仕様から外れた改造となることから、この改造による耐空性基準に適合しているかを確認するために、**修理改造検査を実施**しています。

例・ヘリコプターテレビ電送装置

- ・救助用ホイス装置
- ・胴体下部取付式消火装置（ファイアアタッカー）
- ・機外拡声装置



出典：海上保安庁ホームページ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/>



出典：横浜市消防局ホームページ

予備品証明検査（航空法第18条） ＊ 予備品証明検査は令和４年６月１８日の改正航空法施行により廃止

エンジンやプロペラなど、航空機の耐空性に影響を与える重要な装備品についても、耐空性基準に適合しているかを確認するために、**予備品証明検査を実施**しています。

航空機の所在場所とは関係なく装備品単体で受検できることから、大型機から小型機まで多数の装備品の申請があり、毎日予備品証明検査を実施している状況です。



試験飛行許可（航空法第11条）

航空機は有効な耐空証明を受けていなければ、飛行することができません。しかしながら、通常の航空機に適用される耐空性基準への全ての証明が困難であり、耐空証明を受けることができない航空機も存在します。そういった航空機に対しては、一定の条件を付し、その条件下において安全な飛行ができることが確認できれば、飛行の許可を行っています。

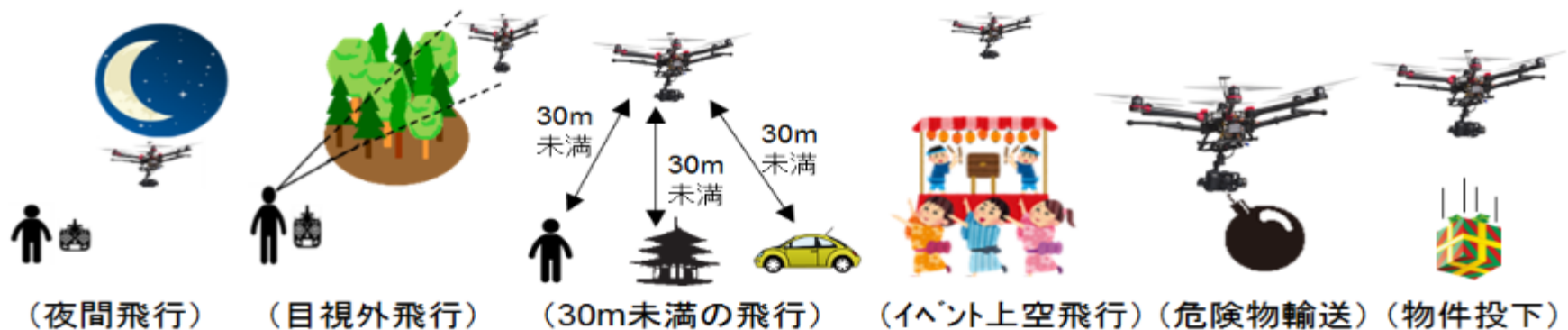
例 **超軽量動力機**、**ジャイロプレーン**、**自作航空機**



無人航空機の審査（航空法第132条）

平成29度から新たに加わった業務です。

航空機検査官は、航空法第132条、航空法第132条の2で制限されている飛行場所及び、飛行方法により無人航空機を運用する場合、**航空局が定める基準を満たしているか**審査を行っております。



航空法第132条の2で制限されている飛行方法

これからの無人航空機

ドローンの利活用の推進→「空の産業革命」を国土交通省が後押しします！

・**2022年度中に有人地帯での補助者なし目視外飛行(レベル4)**を可能とするため、航空法を改正し、**機体の安全性を認証する制度や操縦者の技能を証明する制度の創設**や体制の構築を行っています。

→「レベル4」のため航空法の改正へ！

無人地帯
(離島や山間部等)

有人地帯

目視内

目視外

レベル1

目視内で
操縦飛行

空撮

橋梁点検

レベル2

目視内で
自律飛行

農業散布

土木測量

レベル3

無人地帯での目視外飛行

日本郵便の福島県被災地における
郵便局間の輸送の実証実験

レベル4

有人地帯での目視外飛行

(現在認められていない)

安全確保のための
制度整備が必要

荷物配送等

①機体認証

- ・国が**機体の安全性を認証する制度(機体認証)**を創設
- ・型式についての認証(型式認証)を受けた無人航空機の機体認証の**手続きを簡素化**
- ・第一種認証(第三者上空飛行に対応)／第二種認証に区分
- ・国の登録を受けた**民間検査機関**による検査事務の実施を可能とする

など

②操縦ライセンス

- ・国が試験(学科・実地)を実施し、**操縦者の技能を証明する制度**を創設
- ・**一等ライセンス**(第三者上空飛行に対応)・**二等ライセンス**に区分
- ・国の登録を受けた**民間講習機関**が実施する講習を修了した場合は、**試験の一部又は全部を免除**(※)
- ・更新時は、登録を受けた**民間更新講習機関**の講習の修了を求める。

など

③運航管理のルール

- ・**第三者上空飛行の運航管理の方法等は個別に確認**(許可・承認)
- ・無人航空機を飛行させる者に対し、
 - ✓ 飛行計画の通報
 - ✓ 飛行日誌の記録
 - ✓ 事故発生時の国への報告を義務化

など

「空飛ぶクルマ」の実現の推進→「空の移動革命」の実現へ！

“空飛ぶクルマ”は、都市の渋滞を避けた通勤、通学や通園、離島や山間部での新しい移動手段、災害時の救急搬送や迅速な物資輸送など活用が期待され、様々な分野の関係者が、“空飛ぶクルマ”の研究・開発を実施しています。

国土交通省では、“空飛ぶクルマ”の安全な利活用及び新たな航空産業の発展のため、機体の安全基準や空の運航ルール等の必要な制度設計を行うべく**2018年には官民協議会にて空の移動革命に向けたロードマップを策定し、2023年の事業開始を目標**に必要な制度や体制の構築を行っています。



外国航空機の安全対策

近年、航空輸送の増大に伴い、我が国に乗り入れる外国航空会社の航空輸送量も右肩上がりに増加しています。国際運航を行う航空機については、国際民間航空条約により、当該航空機の登録国が運航の安全確保に関する責務や当該航空会社の安全監督責任を持つのが原則ですが、19年に発生した那覇空港における航空機炎上事故や、21年に発生した成田国際空港における航空機横転事故のように**外国航空機による事故・トラブル等**が我が国において発生し、我が国の国民が外国航空機の事故等に巻き込まれるケースが発生しています。

そこで、外国航空機に対する安全監視を強化するため、我が国に就航する外国航空機に対して、条約により認められている外国航空会社に対する立ち入り検査（**ランプインスペクション**）を実施し、航空機の運航及び機体の安全性の面から検査を行っています。検査の結果、問題点が発見された場合には、**その航空機の登録国の外国政府に通知し、是正を求める**こととしています。また、外国航空機による事故・トラブルの情報、外国が行ったランプインスペクションの情報及び外国当局による安全対策に係る情報等を**幅広く収集、分析し、結果を次回以降の検査に反映**させることで、ランプインスペクションの強化を図っています。

このように、充実した外国航空機の検査体制を整備することで、我が国航空機のより一層の安全確保と効率的な運航の実現を目指しています。

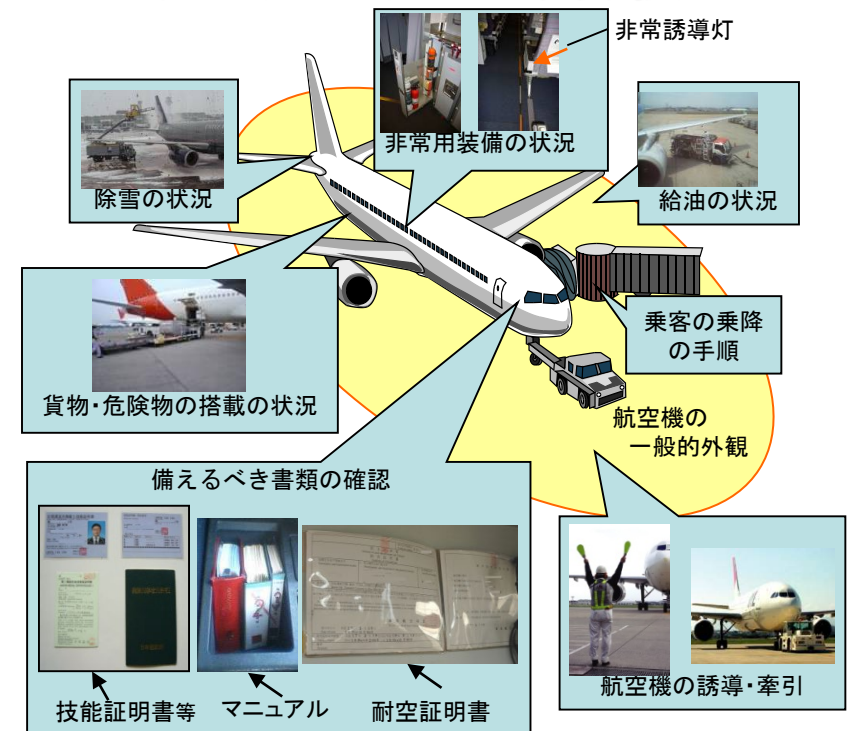
多発する外国航空会社の事故等

○19年8月20日那覇空港、航空機が到着後に**爆発炎上**

○21年3月23日成田国際空港、航空機が着陸時に機体が横転し、**爆発炎上**



ランプインスペクションの充実・強化

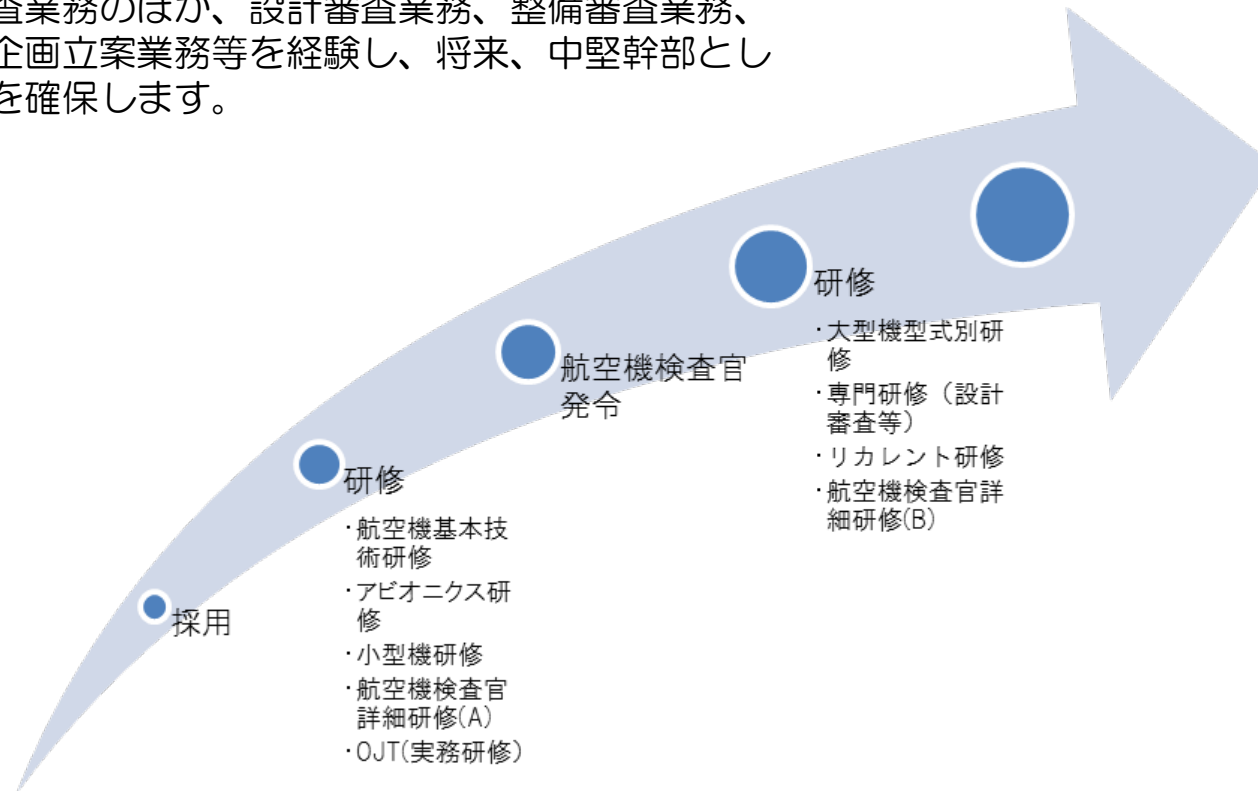


問題点が発見された場合、運航国政府へ通知

5. キャリアパス・研修制度

日々のOJT（On the Job Training）に加えて、キャリアパスに応じた必要な能力が確保できるように、様々な研修が組まれています。

また、航空機検査業務のほか、設計審査業務、整備審査業務、安全監査業務、企画立案業務等を経験し、将来、中堅幹部として活躍する能力を確保します。



Q 最近の採用者及び最初の勤務地はどのようになっていますか？

A 採用者の経歴等にもよりますが、過去3年間の採用者については以下のとおりです。

	H30年度採用	R1年度採用	R2年度採用
関東地区	1	1	0
関西地区	0	1	0
中部地区	0	0	0
計	1	2	0

Q 住居は自分で確保するのですか？

A 勤務先では、職員のための住居（宿舎）を確保していますので、そちらを利用することができます。ただし、地域によっては、宿舎が不足している場合があります。その場合は、ご自身で住居を確保していただくことになります。この場合、住居手当（最高27,000円）が支給されますが、支給要件があります。

Q 配属先ですぐに1人前の航空機検査官として仕事ができるのですか？

A 配属先での業務に対応した専門研修と訓練が必要になります。1人前の航空機検査官になるには、大卒の場合で概ね3年程度、短大・高専等卒の場合で概ね6年程度の期間が必要です。

Q 女性もいますか？

A 航空機検査職種（一般職）として採用され、現在、各配属先で業務を行っている仲間は概ね140名で、うち7名が女性です。なお、産前産後休暇、育児休暇等は他の職種同様に取得できますし、業務内容についても状況に応じて考慮しています。

政府の推進に向けた取組

「国家公務員の女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」
(平成26年10月17日)

女性職員の活躍は、「女性が輝く社会」、「男女共同参画社会」を実現し、人材の多様性を活かして政策の質や行政サービスを向上させるという総合的な観点から推進する。

国土交通省の取組計画



- ① 国土交通省の働き方、変えます。
 - 超勤縮減と休暇取得をさらに推進
 - 勤務形態の多様化を推進
 - 朝型勤務（ゆう活）の推進
- ① 育児・介護に優しい国土交通省へ
 - 育児・介護をしている職員の状況・意向を把握
 - 育児経験職員による交流サイトを設置
 - 本省内の保育所利用支援を拡充
- ② 女性がますます輝く国土交通省へ
 - 技術系女性職員採用への取組強化
 - 女性職員の就任ポスト範囲の拡大



8. 問い合わせ先、アクセスマップ

パンフレットの内容や採用等に関する質問がございましたら、
お気軽に下記までお問い合わせください。

国土交通省 東京航空局 安全統括室
航空機検査官室 次席航空機検査官
TEL : 03-5275-9325
E-mail : cab-kensatyo@mlit.go.jp

又は

国土交通省 大阪航空局 安全統括室
航空機検査官室 次席航空機検査官
TEL : 06-6949-6235
E-mail : cab-kensaosk@mlit.go.jp

〒102-0074
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
12階 東京航空局 安全統括室 航空機検査官室

<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/>

【アクセス】

東京メトロ 東西線、半蔵門線
都営 新宿線
九段下駅下車 6番出口 徒歩約5分

〒540-8559
大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎
第二号館 別館

5階 大阪航空局 安全統括室 航空機検査官室

<https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/>

【アクセス】

大阪メトロ 谷町線、中央線
谷町四丁目駅下車 5番出口 すぐ